

令和7年 農地の賃借料情報

令和7年を始期とする坂戸市内農地の賃貸借権に係る賃借料情報は次のとおりです。

なお、この情報はあくまで参考値ですので、賃貸借権を設定する際は、貸主と借主が相対でよく話し合って賃借料を決めてください。

(単位：円/10アール/年)

地区名 地目	田			畠		
	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額
三芳野 地区	11,200	14,150	5,000	—	—	—
勝呂地区	6,600	14,150	2,000	8,100	20,000	3,800
坂戸地区	—	—	—	5,400	5,600	5,000
入西地区	—	—	—	5,000	5,200	5,000
大家地区	—	—	—	10,500	14,300	7,700
坂戸市内農地 の平均額	7,400			8,700		

○金額の記載のない欄は、農地の賃貸借権の設定がなかったため情報がありません。

○賃借料が物納（米）の場合は、60kg当たり28,300円※で換算しています。

※令和7年産「彩のきずな」に対するJAいるま野の概算金

○平均額は10円未満を四捨五入しています。

参考 賃貸借権と使用貸借権の設定割合（令和7年）

権利区分	設定筆数	割合
賃貸借権	86	22.5%
使用貸借権	296	77.5%
合計	382	

※使用貸借権は賃借料のない無償の貸借権です。